

大阪府国際化戦略実行委員会

海外研修引率助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 大阪府国際化戦略実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、「大阪の国際化戦略アクションプログラム」に基づき、世界で活躍するグローバル人材を育成することを目的として、海外研修引率者の費用の一部を助成する海外研修引率助成金（以下「引率助成金」という。）制度を設置・運営する。この要綱は、引率助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 引率助成金の応募資格者は、次の各号の要件をすべて満たす学校とする。

- (1) 大阪府内の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程（以下「高校等」という。）であり、交付申請の事業が新たに10名以上の海外研修を実施するもの又は既に10名以上の海外研修を実施しており、学校単位の海外研修生が直近年度より増加していること。
- (2) 研修先が外国の高校等、大学又は大学院（日本の高校等、大学又は大学院に相当すると認められる学校。語学学校も可とする。）であること。
- (3) 引率助成金を申請する年度の翌年度12月の実行委員会が指定する日までに研修のため日本国を出国し、かつ引率助成金対象経費の支払いを完了するもの。

(交付内容)

第3条 引率助成金の額は、引率者1名につき新規若しくは増員により10名以上の生徒・学生を引率する海外研修の場合において、引率者1名当たり30万円以内とする。

2 助成対象経費は、研修に伴う往復航空運賃（原則としてエコノミークラスとする）、燃油サーチャージ、航空保険料、国内空港施設利用料、海外諸税、海外傷害（旅行）保険料、査証及び旅券の取得手続に要する諸費用、現地宿泊料（食費を除く）、その他実行委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認める費用（以下「渡航費等」という。）とする。

(募集期間及び募集口数)

第4条 募集期間及び募集口数は、毎年度、予算の範囲内において別に定める。ただし、募集口数については、前条第1項に規定する引率者1名を1口として、1校当たりの募集口数を2口までとする。

(交付申請)

第5条 引率助成金の交付を受けようとする高校等（以下「申請者」という。）は、海外研修引率助成金交付申請書（様式第1号）に海外研修実施計画書（様式第2号）及び申請金額の根拠となる引率者の渡航費等の見積りを添付の上、会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、選考委員会を開催し、交付の決定を行うものとする。但し、選考評価において同点者がある場合は、次のいずれかの事業参加校を上位とするものとする。なお、選考委員会の設置等に関する事項については、別途、要領を定める。

- (1) 実行委員会が実施する「グローバル体験プログラム実施事業」
- (2) 大阪府教育庁教育振興室高等学校課が実施する「骨太の英語力養成事業」又は「英語教育推進事業」のうち、次の事業
 - ア 骨太の英語力養成事業（対象校）
 - イ 海外研修支援
 - ウ TOFEL iBT チャレンジ支援
 - エ 教員研修（国内：大阪府教育センター研修・大学研修、海外：クイーンズランド大学研修・独立行政法人教育研修センター海外研修）
- (3) 公益財団法人大阪府国際交流財団が実施する「OFIX 国際理解教育外国人サポーター派遣事業」

2 会長は、交付の可否の決定をしたときには、書面により申請者に交付の可否について通知するものとする。

(交付請求及び交付方法)

第7条 交付の決定を受けた申請者（以下「引率助成金決定者」という。）は、研修後から引率助成金を申請した年度の翌年度 12 月の実行委員会が指定する日までに引率助成金を請求するものとし、請求にあたっては、海外研修引率助成金交付請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

2 交付請求書の提出にあたっては、海外研修実績報告書（様式第4号）及び渡航費等の領収書を添付しなければならない。

(引率助成金にかかる届出)

第8条 引率助成金決定者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 引率助成金の交付を辞退するとき
- (2) 海外研修を取りやめたとき

(交付決定の取消し)

第9条 会長は、引率助成金決定者が次のいずれかに該当するときは、引率助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条で定める交付申請書類の記載事項に虚偽があったとき
- (2) 引率助成金を交付するにふさわしくない行為、犯罪行為があったとき

(引率助成金の返還)

第10条 会長は、前条の規定により引率助成金の交付決定を取り消した場合において、既に引率助成金が交付されているときは、書面により引率助成金の返還を命ずるものとする。

2 引率助成金決定者は、引率助成金の返還が命じられた場合、会長が定める期限までに引率助成金を返還しなければならない。なお、期限までに返還されなかった場合は、期限の日から返還日までの日数に応じ、年率10.95%の延滞利息を支払うものとする。

(引率助成金決定者の責務)

第11条 引率助成金決定者は、本引率助成金交付の趣旨を踏まえ、研修の成果が最大限収められるよう努めなければならない。

2 引率助成金決定者は、研修終了後、大阪の国際化戦略アクションプログラム事業に協力しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

この要綱は、平成26年8月4日から施行する。

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。

この要綱は、平成28年7月21日から施行する。

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

(様式第1号)

平成 年度 海外研修引率助成金交付申請書

平成 年 月 日

大阪府国際化戦略実行委員会 会長 様

下記のとおり、平成 年度 海外研修引率助成金の交付を申請します。

申請者 所在地

学校名

代表者

印

記

申請口数 _____ 口

申請金額 _____ 円

(添付書類)

- (1) 海外研修実施計画書 (様式第2号)
- (2) 申請金額の根拠となる引率者の渡航費等の見積り

※ 裏面も記入してください。

該当する参加事業に☑を記入し、その参加年度を()に記載してください。

- (1) 実行委員会が実施する「グローバル体験プログラム」()年度
 - (2) 大阪府教育庁教育振興室高等学校課が実施する「骨太の英語力養成事業」又は「英語教育推進事業」のうち、次の事業
 - ア 骨太の英語力養成事業(対象校)()年度
 - イ 海外研修支援()年度
 - ウ TOEFL iBT チャレンジ支援()年度
 - エ 教員研修(国内:大阪府教育センター研修・大学研修、海外:クイーンズランド大学研修・独立行政法人教育研修センター海外研修)()年度
- (3) 公益財団法人大阪府国際交流財団が実施する「OFIX 国際理解教育外国人サポーター派遣事業」()年度
- (4) 該当する参加事業はありません。

(様式第2号)

海外研修実施計画書

学校名

(注) 実施する海外研修が複数ある場合は研修毎に次の1～4を作成してください。

1 海外研修の目的

--

2 研修内容 研修先学校名(国名) ()

(研修計画の概要)

(研修先学校以外の研修プログラム・視察対象学校名・施設名)

3 日 程 年 月 日 ~ 年 月 日 高等学校

日付 曜日	午前 午後	渡航先国 訪問地名	使用交通機関	日 程 の 概 要(※) 訪問予定先名称等	宿 泊 先
○/○ (月)	午前 午後	○○州	○○航空 ○○便	○○空港発 ○○空港着 ○○訪問	○○ホテル ○○市○○町○ ○番地 ○○-○○○○ -○○○○
○/○ (火)	午前 午後	○○市	○○便	○○空港発 ○○空港着 市内視察	○○ホテル ○○市○○町○ ○番地 ○○-○○○○ -○○○○
○/○ (水)	午前 午後	○○市 ○○市	バ ス (専用車)	○○大学 (研修内容)	同上
○/○ (木)	午前 午後	○○市	バ ス (専用車)	○○大学 (研修内容)	○○ホテル ○○市○○町○ ○番地 ○○-○○○○ -○○○○
○/○ (金)	午前 午後	○○市 ○○市	バ ス (専用車)	○○大学 (研修内容)	○○ホテル ○○市○○町○ ○番地 ○○-○○○○ -○○○○

※留意事項
 宿泊ホテルについては、
 名称のほか電話番号も
 記載ください。

○/○ (土)	午前 午後	○○市	バス (専用車)	○○大学 (研修内容)	○○ホテル ○○市○○町○ ○番地 ○○－○○○○ －○○○○
○/○ (日)	午前 午後	○○市	バス (専用車)	○○大学 (研修内容)	○○ホテル ○○市○○町○ ○番地 ○○－○○○○ －○○○○
○/○ (月)	午前 午後	○○市	バス (専用車)	○○大学 (研修内容)	○○ホテル ○○市○○町○ ○番地 ○○－○○○○ －○○○○
○/○ (火)	午前 午後		○○航空 ○○便	○○空港発 ○○空港着	

(※)日程の概要欄の(研修内容)には、「英語授業」「文化交流」「アクティビティ」等の具体的な研修内容を記入すること。

4 海外研修生及び引率者名簿

海外研修生		引率者全員の職・氏名
学年	氏名	
計		名

(様式第3号)

海外研修引率助成金交付請求書

平成 年 月 日

大阪府国際化戦略実行委員会 会長 様

請求者 所在地

学校名

代表者

印

大阪府国際化戦略実行委員会 海外研修引率助成金交付要綱第7条の規定により海外研修引率助成金を下記のとおり請求します。

記

金 円

なお、助成金は次の口座に振り込み願います。

金融機関名	銀行 郵便局		支店 出張所
種別	普通・当座	口座番号	
口座 名義人	フリガナ 氏名		

(添付書類)

- (1) 海外研修実績報告書 (様式第4号)
- (2) 研修に伴う渡航費等の領収書
- (3) 誤払いを防ぐため、口座番号等が確認できる通帳の写しを添付してください。

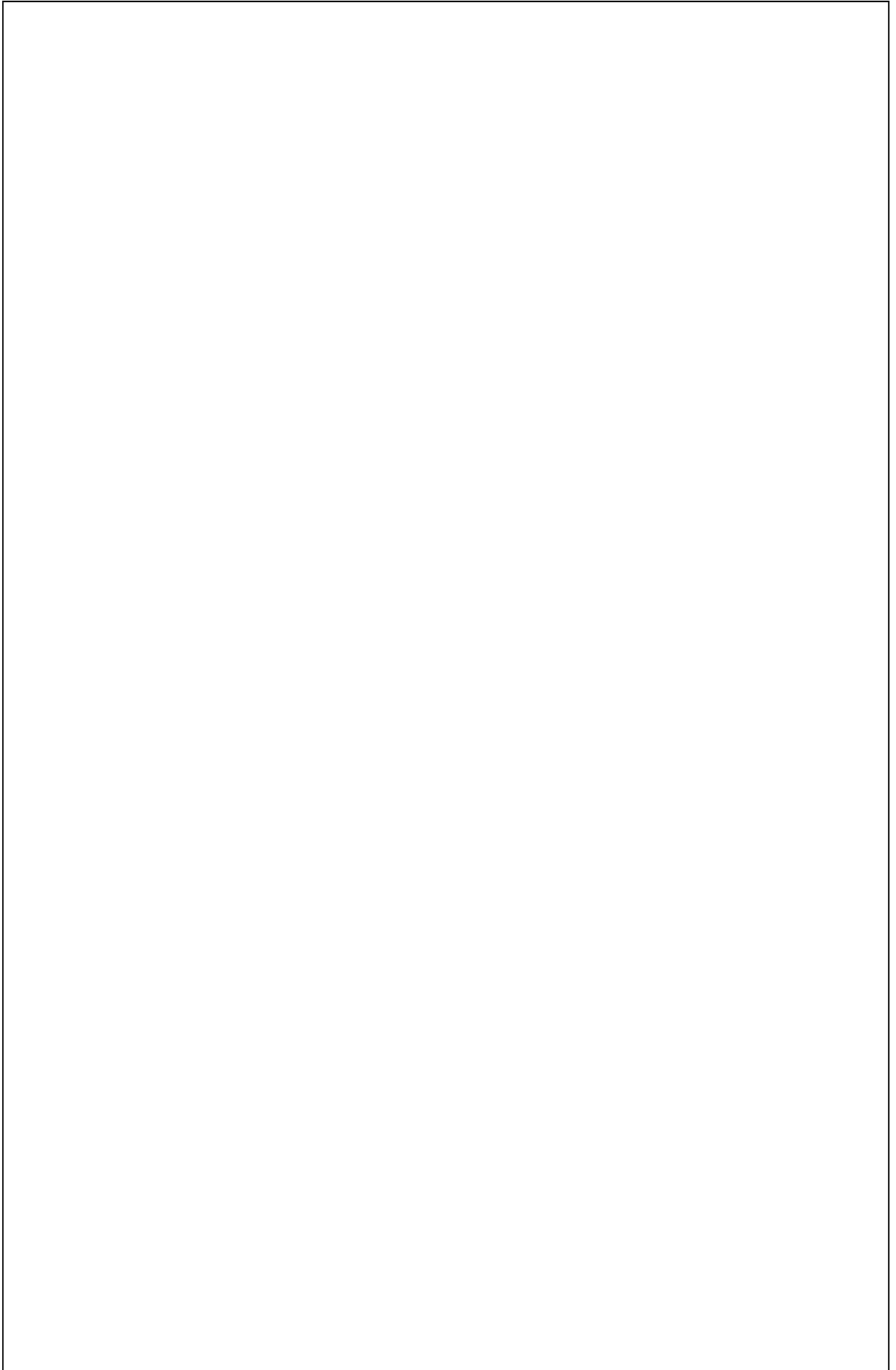
(様式第4号)

海外研修実績報告書

学 校 名	
代 表 者	
研 修 期 間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
研 修 先	国 高校・大学（その他： ）

1 研修成果

研修内容及び成果、研修で得たことをどのように活かすか、これから海外研修を実施する学校へのアドバイス等について、2000字以上で記入してください。



3 海外研修生及び引率者名簿

海外研修生		引率者 職・氏名
学年	氏 名	
	計 名	名

※上記の海外研修生及び引率者名簿を除く内容は、公表される場合があることを了承します。